## M&Aを資金使途とする募集時の開示要請の見直しに係る「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正(案)に関する パブリックコメントの結果について

2023年2月8日日本証券業協会

本協会では、M&Aを資金使途とする募集時の開示要請の見直しに係る「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正(案)について、2022年12月20日(火)から2023年1月18日(水)までの間、パブリックコメントの募集を行いました。

この間に寄せられた意見・質問(5件、1社)及びそれらに対する考え方は、以下のとおりです。

項番	該当箇所	意見の概要	考え方
有価証券	券の引受け等に関す?		
1	第20条第2項	M&Aの資金使途にかかる充当期限を1年以内とし	貴重なご意見として承ります。
		ている現行の第20条第2項第2号の内容を見直すこと	
		自体は、高く評価する。	
		(理由)	
		企業実務の実態を踏まえた施策であり、スタートア	
		ップへのM&Aの促進にも資するものである。	
2	第20条第2項	「合理性の確認」は、最小限の確認事項としての運用	現在、本協会のワーキング・グループ(※)において、
		を確保すべきである。	主幹事会員がM&Aを資金使途とする引受けを行うに
		(理由)	当たり留意すべき事項等を示したQ&Aの策定に向け
		合理性の確認とあるが、だれにとっての合理性なのか	て、ステークホルダーの意見も参考に検討を行っており
		必ずしも判然としない。最終的には投資家が判断すると	ます。
		いうことが合理的であり、そのために必要な最低限の情	いただいたご指摘は貴重なご意見として承り、今後の
		報開示は確保し、情報開示内容により調達金額も含めて	ワーキング・グループにおける議論及び規則改正後の運

項番	該当箇所	意見の概要	考え方
		多様な公募増資がなされる環境が確保されるべきであ	用の参考とさせていただきます。
		る。合理性の問題を厳しく運用することで今回の制度改	
		革の趣旨を没却することがあれば本末転倒である。	(※)「引受けに関するワーキング・グループ」及び「引
3	第20条第2項	「M&Aの実現がなされなかったときの代替使途の	受審査に関するワーキング・グループ」
		検討内容」の合理性の確認の際の留意事項等について	
		は、Q&Aで今後明らかにされるとのことであるが、当	
		該Q&Aの作成過程とその内容について、以下の配慮を	
		お願いしたい。	
		・素案段階で証券会社以外の一般企業等の経済界から	
		も幅広くヒアリングを行うなどステークホルダーの	
		意見を集約するようにすること	
		・解釈に一定の幅や弾力性を持たせることを明記する	
		ことなどを含めて、企業のM&A実務を十分踏まえた	
		内容となるようにすること	
		(理由)	
		保守的かつ硬直的な運用は、今回の制度改正の趣旨を	
		達成することにならなくなり本末転倒になりえるため。	
4	第20条第3項	第1号における「具体的な表示」も一定の幅を持たせ	
		た記述(自社業務とシナジー効果がある分野といった書	
		き方など)を許容するなど、M&Aの実務に配慮し、資	
		金調達を行う企業が実務的に活用出来得る内容と運用	
		とするべきである。	
		Q&Aで検討されている「M&Aを予定している分	
		野、規模等」の合理性の確認の際の留意事項等について」	

項番	該当箇所	意見の概要
		も、上記の観点を踏まえた内容となるようにすべきであ
		る。
		(理由)
		・産業構造の転換の時代に産業分野をあらかじめ特定
		するということ自体活発なM&Aの時代になかなか
		難しい場面があり、特定の産業分野の詳細な種類をあ
		らかじめ記述することを必須とするようなやり方は
		不適切である。
		<ul><li>・M&amp;Aの実務では、多様な企業が掲載されるロングリ</li></ul>
		ストを作成し、一定の幅を持たせた上で検討を行うこ
		とが一般的であり、このような実務に十分な考慮をし
		ないと、今回の改正趣旨の達成に十分な効果が発生で
		きず本末転倒になる可能性がある。
5	第20条第3項	代替使途の具体的内容及び金額の表示について、負担
		感を過度のものにならないようにするため、第三者割当
		増資の際に求められている基準と同程度であることを
		目安とするべきである。そのために、金融庁及び日証協
		においてルール等の平仄を合わせ、企業の実務効率化に
		努めることを検討すべきである(本規則に関連して、証
		券取引所と各地財務局での運用も平仄を合わせる検討
		を進めるべきと考える)。
		(理由)
		代替使途の記載範囲については、特にスタートアップ
		企業等の成長企業においては、事業を取り巻く変化に合

項番	該当箇所	意見の概要	考え方
		わせて事業方針を柔軟に変更しつつ、確かな成長を図っ	
		ていくことが求められていることから、代替使途に係る	
		詳細な使途をあらかじめ提示することそのものには限	
		界がある。そのような状況の中では、特に、代替使途公	
		表にかかる負担感について、例えば第三者割当増資の際	
		に求められている基準と同程度であることが実務的に	
		ワークしやすく望ましい。	

以上